

# 監査人と監査役の コミュニケーション

公認会計士・監査審査会事務局

公認会計士監査審査官 柳川 俊成

①会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項  
を内容とする報告書を作成する義務。

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその  
他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。